

平成20年12月12日

指定管理者の指定について（練馬区立石神井町福祉園）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立石神井町福祉園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目3番39号 S T Sビル内

(3) 代表者

理事長 山内 美代

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成20年5月27日	第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間、 モニタリング様式の検討）
6月20日	第二回練馬区議会定例会 （練馬区立障害者自立支援施設条例改正案議決）
8月1日	募集要項配布開始
8月7日	応募説明会（参加団体数4）
8月8日～29日	応募書類受付（応募団体数4）
9月8日、11日	第2回指定管理者選定委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
9月8日	経営診断委託

10月2日、17日、20日 第3回指定管理者選定委員会（施設実地調査の実施）

10月24日 第4回指定管理者選定委員会

（評価・採点および審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立石神井町福祉園を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（評価結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会では、第2回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合は低く、支出や収入に対する支払委託料の割合も少ないため、自主運営能力が高いこと。

また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

また、役員の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されていること。

(4) 運営実績

都内で多種多様な障害者施設を運営し、障害福祉分野において十分な実績があること。

特に練馬区内において、貫井福祉園をはじめとして、貫井福祉工房、谷原フレンド、しらゆり荘の指定管理委託を受託するなど、利用者からの評価も高いこと。

健康管理や安全に配慮した施設運営を行い、今後も安定した支援を行う能力を有していること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

法人のスケールメリットを活かした人材の確保、研修体制が整えられていること。

(6) 受託への熱意・意欲

利用者やその家族を第一に考えた支援内容や地域活動の継続・発展の提案等、企画内容およびプレゼンテーションにおいて受託への意欲が認められること。

また当該施設に関する区の計画・方針を最大限尊重する提案があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として、本部危機管理マニュアル・衛生危機管理マニュアル・生活寮関係無断外出等緊急対応マニュアルを整備し、危機管理に関する取組みが行われていること。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、現在のサービス水準を維持するため、多様な施設を運営してきた法人のノウハウを活かす提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

利用者からの苦情を解決するための実施要綱が整備されていること。

利用者の日常生活の安定のため、家族や関係機関との連携を密にし、一貫した支援体制を整える提案があること。

利用者に対して大人として接し、その意思の尊重を重視していること。

(10) 職員の育成

支援技術や事例検討、危機管理などを組み入れた法人主催の研修の実施、外部機関が開催する職能研修への積極的な派遣を行うなど、職員の質の向上に努めていること。

(11) 団体の理念・姿勢

知的障害者のノーマライゼーションの実現を目指し、知的障害児・者が生涯にわたって「どこに住み、どこで働き、誰が支えるか」を活動のテーマとして掲げ、多面的な事業に取り組んでいること。

また、法人の理念を実践に活かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して職員に対して周知、徹底させていること。

(12) 事業等の提案

利用者支援に係る事業について、利用者一人ひとりに適した創作活動・生産活動の提供を行うとともに、宿泊旅行や個別活動の行事において、利用者自らが選択できる場面を増やすという提案があること。利用者の健康管理についても、看護師と支援職員による日常健康管理体制整備のほか、利用者の特性に応じた昼食や運動プログラムの提供等の提案があること。

また、職員同士や家族、地域との連携策、利用者の居宅支援を実施する居宅支援サ

ービス事業所との協力体制の構築、緊急時の一時保護施設が利用できないときの家族支援の実施、練馬区内在住の障害者の雇用等の提案があること。

6 問い合わせ先

練馬区役所健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課施設係

直通 03-5984-1043

FAX 03-5984-1214

指定管理者選定（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）
の評価結果（練馬区立石神井町福祉園）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取り組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取り組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	6点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 障害者自立支援法等の各種事業のサービス展開の有無 (5) 地域に開かれた運営の有無 (6) 法人の本部または法人が運営する施設による、石神井町福祉園の運営および支援に関するバックアップ体制の有無	10点	8点
合 計	100点	78点